

## 2－1－1：緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）

加古川市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

### （緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

### （生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

### （情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、加古川市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

### （緊急時体制）

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、加古川市域を地域割し、それぞれの地域にある乙の各店舗に主として当該地域を管轄させる。

2 乙の店舗のうち、別表第2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、乙は特別監視体制をとるものとする。

### （生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関する必要な手続等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

### （情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

### （支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帶機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

### （その他）

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

この協定は、平成7年11月30日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 7 年 11 月 30 日

加古川市加古川町北在家 2 3 - 1  
甲 加古川市  
代表者 加古川市長 木下 正一

神戸市東灘区住吉区吉本町 1 丁目 3 番 19 号  
乙 生活協同組合コープこうべ  
代表者 組合長理事 木村 正人

---

別表第 1 (第 4 条関係)

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29 品目

---

別表第 2 (第 6 条関係)

加古川エリア事業所一覧

事業所名	電話番号	住所	備考
第 6 地区本部	(079) 285-3941	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 67	
協同購入センター加古川	(079) 497-9537	〒675-1112 加古郡稻美町六分一 1362-84	
コープ東加古川	(079) 426-8566	〒675-0102 加古川市平岡町西谷 77-1	
コープ神吉	(079) 432-3135	〒675-0057 加古川市東神吉町神吉 823-53	
コープ稻美	(079) 492-3781	〒675-1115 加古郡稻美町国岡 1-106	
コープ播磨	(078) 944-0239	〒675-0151 加古郡播磨町野添 267-1	
コープ ニッケパークタウン	(079) 424-8223	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町 173-1	
コープミニ中津	(079) 425-3400	〒675-0068 加古川市加古川町中津 560-1	